三一　医師法第十七条の二第一項に規定する大学において医学を専攻する学生が臨床実習を開始する前に修得すべき知識及び技能を具有しているかどうかを評価するために大学が共用する試験を定める省令第二条第一項の指定をした旨を公示する件　一五　六

三二　厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準の一部を改正する件　一六　三

三三　令和五年度技能検定実施計画を定める件　一六　33　四六

三四　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四条第五項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品の一部を改正する件　一七　三

三五　厚生労働大臣が定める介護支援専門員等に係る研修の基準及び介護保険法施行令第三十七条の十五第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準の一部を改正する告示　一七　34　五

三六　国民年金法施行令第七条及び第八条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める国民年金の保険料を前納する場合の期間及び納付すべき額の一部を改正する件　二〇　35　三

三七　国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令第九条第四項第一号ロ(1)及び(2)の規定に基づき令和元年度、令和二年度及び令和三年度の全ての都道府県に係る年齢階層に属する被保険者に係る医療費指数算定基礎額の総額及び被保険者の総数として厚生労働大臣が定める額及び数を定める件　二一　二

三八　国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令第九条第五項第二号の規定に基づき令和五年度における全ての都道府県に係る被保険者一人当たりの所得額の見込額として厚生労働大臣が定める額を定める件　二一　三

三九　国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令第十条第三項第二号の規定に基づき令和五年度における全ての都道府県に係る被保険者一人当たりの所得額の見込額として厚生労働大臣が定める額を定める件　二一　三

四〇　国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令第十一条第三項第二号の規定に基づき令和五年度における全ての都道府県に係る介護納付金賦課被保険者一人当たりの所得額の見込額として厚生労働大臣が定める額を定める件　二一　三

四一　健康保険組合の合併を認可した件　二八　三

四二　健康保険組合の名称を変更した件　二八　三

四三　健康保険組合の事務所の所在地を変更した件　二八　三

四四　令和五年度の献血の推進に関する計画を定める件　二八　四

四五　食品衛生法に基づく登録検査機関の登録事項変更の件　二八　六

四六　食品衛生法に基づく登録検査機関の登録の件　二八　六

四七　食品衛生法に基づく登録検査機関の製品検査業務の一部廃止を許可した件　二八　六

四八　食品衛生法に基づく登録検査機関の製品検査業務の廃止を許可した件　二八　六

四九　健康保険法施行令第六十一条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域の一部を改正する件　二八　七

五〇　健康保険法の規定により申請のあった全国健康保険協会の都道府県単位保険料率の変更について認可した件　二八　40　五八

五一　船員保険法の規定により申請のあった全国健康保険協会が定める期間及び控除率の変更について認可した件　二八　40　五八

五二　日雇特例被保険者に関する保険料額並びに日雇特例被保険者の負担すべき額及び日雇特例被保険者を使用する事業主の負担すべき額の一部を改正する件　二八　40　五八

五三　厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準の一部を改正する件　二八　40　五九

五四　特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件　二八　40　六〇

五五　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十三条第一項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等の一部を改正する件　二八　40　六〇

五六　厚生労働大臣が定める現物給与の価額の一部を改正する件　二八　40　六一

**○厚生労働省、農林水産省**

一　食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法に基づく事務所の所在地の変更の件　二二　二

二　食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法に基づく認定業務規程の変更の認可の件　二二　二

**○農林水産省**

一六一―一六七　保安林の指定をする件　一　五

一六八　輸出植物検疫規程及び種馬鈴しよ検疫規程の一部を改正する告示　一　22　四〇

一六九　輸入植物検疫規程の一部を改正する告示　一　22　四四

一七〇　肥料の登録の有効期間を更新した件　一　22　五二

一七一　生産業者の住所及び肥料の名称の変更に係る届出があった件　一　22　五五

一七二　肥料の登録が失効した件　一　22　五五

一七三　肥料を登録した件　一　22　五六

一七四　租税特別措置法施行令第十七条第三項及び第三十九条の二十六第三項の規定に基づき、農林水産大臣が指定する農業協同組合連合又は農業協同組合連合会を指定する等の件の一部を改正する件　一　22　五七